

令和 7 年度 事業承継・事業継続力強化支援事業業務委託 仕様書

1 件名

令和 7 年度 事業承継・事業継続力強化支援事業業務委託

2 目的

中小企業経営者の高齢化の進行と後継者の不在、近年の災害の頻発化・激甚化、人件費の高騰など、市内中小企業の事業継続に関するリスクが増大している。事業承継と事業継続力強化は「企業活動の継続支援」という意味では同じであり、国においても、令和元年 7 月に「中小企業強靱化法」が施行され、両事業を一体的に支援する法改正が行われたところである。

本事業では、市内中小企業の事業継続に関するリスクに対応するため、事業承継・BCP 策定支援事業としてセミナーや後継者育成講座、啓発・プロモーションを通じた事業承継・BCP の支援を実施すると共に、小規模事業者経営力向上伴走支援事業として小規模事業者に対し円滑な事業承継に向けた経営基盤強化のための伴走支援を一体的に実施し、本市産業の強靱化に繋げる。

3 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 2 日まで

4 履行場所

川崎市内 他

5 本事業の支援対象者

次の要件を満たす中小企業とする。

- (1) 市内に本社又は主たる工場を有していること。
- (2) 中小企業基本法(昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること。
(個人事業主を含む)
- (3) 事業承継又は事業継続力強化の支援を必要とする者であること。

6 業務内容

(1) 事業承継・BCP 策定支援事業

ア 専門家派遣

- ・事業承継・BCP の課題等を有する事業者に対し、課題に応じた様々な専門家を派遣する。
- ・地域の金融機関や中小企業団体等からの要望に応じて、専門家派遣の枠組みの中で講師を派遣する「(専門家派遣型)出張セミナー」を実施する。なお、出張セミナーの実施にあたっては、実施日時、定員数、会場等について、派遣要望先及び市と協議の上で決定すること。
- ・専門家派遣の実施方法は、①長期伴走支援、②個別課題解決、③支援先開拓の 3 つのパターンを実施することとし、それぞれの支援内容は以下のとおりとする。
 - ① 長期伴走支援：事業承継計画や将来構想等の策定支援（各社最大 10 回）
 - ② 個別課題解決：事業承継・BCP に関する課題解決支援（各社最大 3 回）
 - ③ 支援先開拓：金融機関等からの依頼に応じた支援候補先へのヒアリング（各社原則 1 回）
- ・申込や問合せがあった事業者に電話等によるヒアリングを行い、企業の現状やニーズに沿った専門家を派遣すること。
- ・派遣する専門家は、受託者のネットワークを活用して選定した専門家や公益財団法人川崎市

産業振興財団に登録された専門家など、支援内容に適した能力を有する人物とすること。

- ・市内企業への周知、派遣を希望する企業と専門家との調整、専門家への謝礼支払等について対応すること。
- ・自社以外の場所で相談を希望する事業者については、相談に適した面談場所を用意すること。
- ・全体の派遣回数は年間 80 回程度とすること。
- ・受託者のネットワークや情報発信ツール（WEBメディア、SNS、メルマガ等）を活用し、支援先の開拓を図ること。
- ・専門家の謝礼単価、専門家の資格要件、オンライン対応の可否等については市と協議の上で決定すること。
- ・専門家派遣を紹介するチラシを作成し、印刷部数 2,000 部、2 頁、コート紙・両面、4c で印刷すること。
- ・「(専門家派遣型) 出張セミナー」を実施する場合には、必要に応じて広報媒体用のチラシデータを作成すること。

イ 後継者育成講座の開催

- ・開催は年 1 回とし、9 回以上の講座とする。
- ・定員は 20 名程度とする。
- ・市と協議の上、必要に応じて事業承継を経験した事業者が事例を発表する機会を講座内に設けること。
- ・市内企業への周知、参加者受付、会場手配、会場料金・備品・講師謝礼・事例発表事業者謝礼支払等について対応すること。
- ・参加者の実費負担（テキスト費用等）について令和 6 年度負担額（22,000 円、税込）を考慮し、適切な金額を設定すること。
- ・受託者のネットワークや情報発信ツール（WEBメディア、SNS、メルマガ等）を活用し、支援先の開拓及び確実な集客を図ること。
- ・開催時期、開催場所、開催回数、内容、講師等については市と協議の上で決定すること。
- ・後継者育成講座の開催を案内するチラシを作成し、印刷部数 500 部、2 頁、コート紙・両面、4c で印刷すること。

ウ BCP セミナーの開催

- ・開催は 1 回以上とすること。
- ・定員は 20 名程度とする。
- ・BCP の概要を伝える講演と共に、参加事業者の BCP の基礎部分を作成する作業を盛り込むなど、講演と参加者による作業を含んだ内容とすること。
- ・様々な業種に対応できるよう、講師は中小企業の BCP 策定支援について豊富な経験を有する者を設定すること。
- ・受託者のネットワークや情報発信ツール（WEBメディア、SNS、メルマガ等）を活用し、支援先の開拓及び確実な集客を図ること。
- ・市内企業への周知、集客、参加者受付、会場手配、会場料金・備品・講師謝礼支払等について対応すること。
- ・開催時期、内容、講師等については市と協議の上で決定すること。
- ・BCP セミナーを紹介する広報媒体用のチラシデータを作成すること。

エ M&A マッチング（売り手向け支援）

- ・M&A（売り）を希望する事業者を対象に、KAWASAKI 事業承継市場で連携する民間支援事業者のM&A支援プラットフォームを活用し、伴走型のマッチング支援を行う。（1社程度）

オ 啓発・プロモーション

- ・事業承継等に関する啓発や支援先の新規開拓を目的に、本事業のプロモーションや事業承継の実例紹介（親族内承継、従業員承継、外部人材採用、M&A等）による啓発を行う。
- ・具体的には、以下の業務を行うこと。

(ア) 啓発セミナー（事業承継フォーラム）の開催

- ・開催は1回以上とすること。
- ・基調講演及びパネルディスカッション形式で開催すること。
- ・パネルディスカッションの登壇者は、事業承継を実施済み又はこれから実施する市内事業者、支援者など5名程度とすること。
- ・市内企業への周知、集客、参加者受付、会場手配、会場料金・備品・講師及びパネルディスカッション登壇者謝礼支払等について対応すること。
- ・受託者のネットワークや情報発信ツール（WEBメディア、SNS、メルマガ等）を活用し、支援先の開拓及び確実な集客を図ること。
- ・定員、開催時期、開催場所、内容、講演者、パネルディスカッション登壇者等については市と協議の上で決定すること。
- ・啓発セミナーの開催を案内するチラシを作成し、印刷部数500部、2頁、コート紙・両面、4cで印刷すること。

(イ) 事業承継事例の取材と地域メディアへの掲載

- ・市内事業者の事例承継の事例を広く発信するため、身近な地域メディアへ市内事業者の事業承継事例を10社程度取材し、連載記事を掲載すること。
- ・取材対象とする事業者、記事の内容、掲載する地域メディア、掲載記事の大きさ等については市と協議の上で決定すること。
- ・取材した記事の著作権は市に帰属するものとする。

(ウ) イノベーションをテーマとした事業承継ワークショップの開催

- ・開催は年1回とし、3回以上のワークショップとする。
- ・将来の事業承継を見据えて、新商品開発や新分野進出等により経営力向上を図ろうとする事業者を対象に、その取組成果をプレスリリース等により効果的に情報発信するためのワークショップを実施する。（6社程度）

(2) 小規模事業者経営力向上伴走支援事業

ア 伴走支援コーディネータ派遣

親族内承継、従業員承継、M&Aといった事業承継を検討している企業や、将来の事業承継に向けて経営革新等に取り組もうとしている企業（プレ事業承継）、事業承継を実行したばかりで、これから経営力の向上を図ろうとする企業（ポスト事業承継）を対象に、伴走支援コーディネータを派遣し、将来構想の検討や課題の整理など経営力向上のための支援を行う。

- ・支援対象企業は早期に事業承継の準備を進めようとしている市内小規模事業者とする。
- ・支援対象企業は、事業承継の形態や業種等を考慮し、市内企業の参考となるような企業を本市と協議の上、選定する。
- ・全体の派遣回数は年間140回程度とし、1社あたりの派遣回数は月1回程度とする。
- ・地域の金融機関等と連携するとともに、必要に応じて、中小企業診断士や税理士など様々な分野の専門家と調整し、一緒に訪問すること。

- ・派遣する専門家は、公益財団法人川崎市産業振興財団に登録された専門家を優先することとし、同財団に適した専門家が不在の場合には、受託者が有するネットワークを活用して適切な専門家を選定すること。
- ・オンライン対応の可否については市と協議の上で決定すること。
- ・伴走支援コーディネータは 8 名程度とし、伴走支援コーディネータの選定や謝礼単価については市と協議の上で決定すること。

イ 伴走支援体制構築と成果発信

伴走支援コーディネータ、受託者、支援機関、市職員等で構成する定例ミーティングを開催し、伴走支援先の進捗状況や取組成果、支援ノウハウなどを共有することで支援チームとしての一体感を高め、伴走支援体制の強化を図るとともに支援成果を発信する。

具体的には以下の業務を行うこと。

- ・定例ミーティング参加者の構成は、伴走支援コーディネータ、受託者、支援機関、市職員等とし、年 6 回程度開催すること。
- ・市と協議の上、必要に応じて事業承継等の中小企業支援に精通した専門家や、事業承継を経験した中小企業経営者等に講師として定例ミーティングに参加してもらうこと。
- ・参加者との調整、会場手配、会場料金・備品・伴走支援コーディネータ・講師の謝礼支払等について対応すること。
- ・伴走支援コーディネータや講師への謝礼単価、定例ミーティングの開催時期、開催内容等については市と協議の上で決定すること。

ウ 生成 A I を活用した伴走支援ツールの実証実験

(1) の伴走支援において、事業承継を見据えて自社の将来構想を描くためのフレームワーク（内閣府が推奨する経営デザインシート）の作成作業に生成 A I を活用する。

伴走支援コーディネータが支援先の事業者とともに経営資源の整理や経営課題の抽出、将来構想の検討等を効率かつ効果的に行うための補助ツールとして、その有効性、実用性、利用価値などを検証する。

- ・実証実験の対象先は、(1) の伴走支援先 10 社及び令和 5 年度、令和 6 年度の伴走支援先 5 社程度の合計 15 社程度とする。
- ・生成 A I に関する専門的な知見を有する事業者もしくは専門家、実証実験の対象先については市と協議の上で決定すること。

7 その他

- (1) 下記について、それぞれ報告書を作成し提出すること。
 - ・専門家派遣の実施報告書
 - ・後継者育成講座の参加者名簿、成果物、アンケート集計表
 - ・BCP セミナー及び啓発セミナーの参加者名簿、アンケート集計表
 - ・啓発・プロモーションで作成したデータ等一式
 - ・伴走支援コーディネータ派遣の実施報告書
 - ・本事業の実施により達成された成果創出の結果
- (2) 業務完了後、全体の報告書を作成し提出すること。
- (3) 次年度の受託事業者又は事業体制が変更となった場合等、市が必要とした際には、次年度の支援に必要なデータ（支援が完了していない専門家派遣及び伴走支援コーディネータの記録等）について、市へ全てのデータを提出し、円滑な業務引継ぎを行うこと。

- (4) 事業の実施にあたり、事業承継・事業継続力強化支援に関して専門的知見を持つ人材を有する者を配置すること。
- (5) 当該業務にかかる一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- (6) その他、仕様書に定めのない事項については、別途協議の上で決定する。